

令和8年度南富良野町奨学資金貸付に係る奨学生選考基準

○学力基準

1. 進学先別学力基準

①大学

高等学校時の評定が平均3.5以上であること。又は、大学在学時の評定が優又は良が平均以上あり、優秀であると認められたものであること。

②短期大学

高等学校時の評定が平均3.5以上であること。又は大学在学時の成績に不可がなく総合的に成績が優秀であると認められる者であること。

③専修学校（専門課程）

高等学校時の評定が平均3.5以上であること。または専修学校在学時の成績に不可がなく総合的に優秀と認められる者であること。

④高専・高等学校

在学期間の評定が平均3.5以上であること。

○収入基準

1. 進学先別収入基準

①大学、短期大学、専修学校（専門課程）、高等専門学校、通信教育課程

給与所得者	給与所得以外（年間の所得金額）
880万円以下	613万円以下

2. 所得金額の算定方法

同一世帯（生計を一にする世帯）の収入者全員の1年間（2025年1月～12月）の収入金額を上記1の給与所得者又は給与所得以外とする。

①給与所得者・・・源泉徴収票に記載する支払金額（税込）

②給与所得以外・・・確定申告書等の所得金額（税込）